

美容業における新型コロナウイルス 感染拡大予防 ガイドライン

令和2年 5月29日策定
令和2年12月25日改訂 全日本美容業生活衛生同業組合連合会

※このガイドラインは、感染症の専門家および厚生労働省の助言に基づき作成しております。

美容業は、不特定多数のお客さまと接する機会の多い仕事です。
経営者そして従業員が感染するリスクが高い仕事をしている
という自覚をもつことが大切です。



もし、経営者、従業員が感染した場合、
お客さまにも感染させ、感染拡大につながってしまう
リスクがあることをしっかり認識しましょう。
毎日の営業において、感染拡大防止にしっかり取り組むことで、
従業員やお客さまが安心できるお店づくりを目指しましょう。

1. 本ガイドラインについて

新 型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」

とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。



添付資料

- ・厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 12
- ・厚生労働省作成 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 14
- ・美容業ガイドラインチェックシート 16
(ガイドラインの取り組み状況を把握するためのものです)
- ・お客様の健康に関するチェックシート 18
(お客様に対する問診票の例です)
- ・新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた美容器具の消毒方法について 19
(機器の腐食等を防止するための消毒方法です)
- ・厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA) 別紙

2. 感染防止のための基本的な考え方

開 設者及び管理美容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に

① **密閉空間**
換気の悪い密閉空間である

② **密集場所**
多くの人が密集している

③ **密接場面**
互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる



という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、顧客の安全を守ることを旨とする。なお、従業員だけでなく事業主も自らがガイドラインを遵守することが求められていることに留意すること。

3. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

(1) リスク評価

開設者及び管理美容師は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染(①)と飛沫感染(②)のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(受付テーブル、美容椅子、ドライヤー等の美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等)には特に注意する。



② 飛沫感染のリスク評価

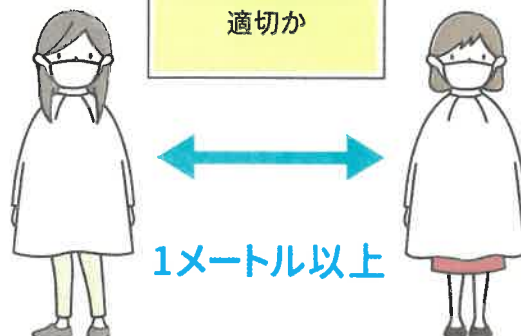
施設における換気の状態を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

① 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 人との接触を避け、対人距離を確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、1 m以上確保するように努める）。
- 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫する。
- 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに支払時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすよう努める。
- 感染防止のための来店者の整理（密にならないよう、来店者数の調整及び美容椅子の間隔に配慮。発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限を含む）
- 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行。
- マスク等の着用（従業員へのマスク着用の徹底を図り、顧客にもマスク着用を促すと同時に咳エチケットを励行する。マスクを持参していない顧客へは、マスクを配付もしくは販売する。）

人と人の距離は
適切か



1メートル以上

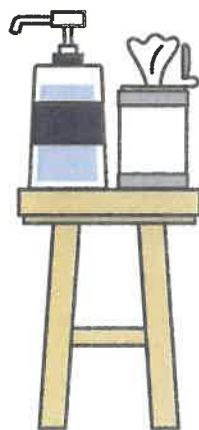
アクリル板の活用や
電子決済等の推奨



発熱又は
感冒様症状の
チェック



消毒薬等の
設置



マスク等の着用
咳エチケットを
励行する



- ・施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法……P12-13
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法……P14-15
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ・タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。
- ・共用物品は最小限とする。
- ・従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示する。



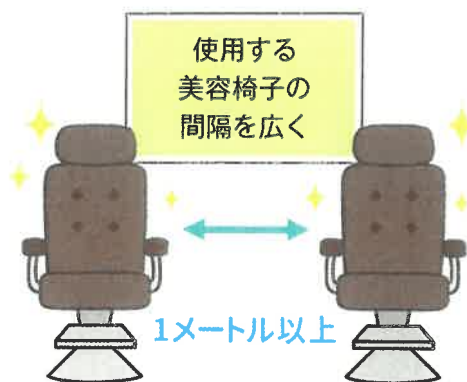
② 症状のある方の来店制限等

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人の予約又は来店をご遠慮いただくことは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。このため、予約時及び来店時に問診を行うこととし、店側の対応等を説明し、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくことも考えられる。また、予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努める。
- ・密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿は3週間以上適正に管理することが重要である。



③ 施術中

- ・ 使用する美容椅子の間隔を広く確保する(顧客への施術に影響がない範囲で、1m以上確保するように努める)、顧客を案内する際に密にならないようご案内する等の対応を行うこと。
- ・ 従業員は常にマスクを着用すること。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- ・ 必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物(フェイスガード、ゴーグル等)を着用すること。
- ・ 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促し、マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する(例えば、耳掛け紐にラップを巻く等、水濡れ防止策を施し顧客の不快感の軽減に配慮)。



④ トイレ

(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをすよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤー(手を乾かすための物)は止め、タオルの共有は禁止する。

定期的に清拭消毒



共有タオル
ハンドドライヤー
禁止

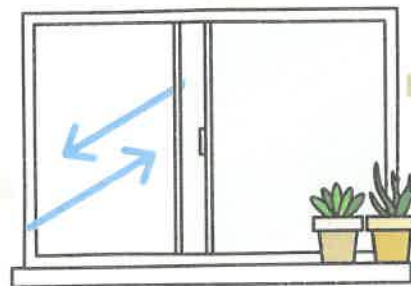


⑤ 従業員の休憩室及び顧客の待合室

(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにする。
- 一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する(1m以上確保するように努める)。また、対面で飲食や会話をしないようにする。
- 休憩室及び使用する際の待合室は、常時換気することに努める。
- 共有する物品(テーブル、椅子、水道の蛇口等)は、定期的に清拭消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

休憩室及び
待合室の
常時換気



入退室の前後に
手洗いや消毒



⑥ ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

ゴミ捨て作業時には
マスクや
手袋を着用



⑦ 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- 高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

手が触れない
所は通常清掃



⑧ その他

- 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

界面活性剤含有
の洗剤や
漂白剤で清掃



(3) 従業員の感染予防のための管理

- 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- マスク着用等の咳エチケットの徹底を図る。
- 必要に応じて手袋等を着用する。
- 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し、出勤しないことを求める。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告することを徹底する。報告を受けた開設者及び管理美容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。

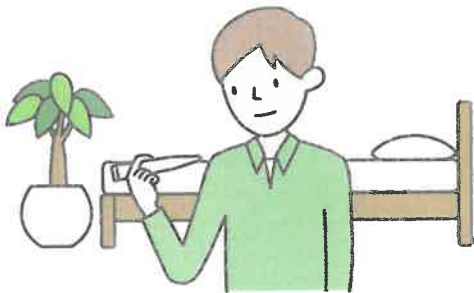
常に爪は短く



時差出勤、
自転車通勤の
活用



出勤前の検温



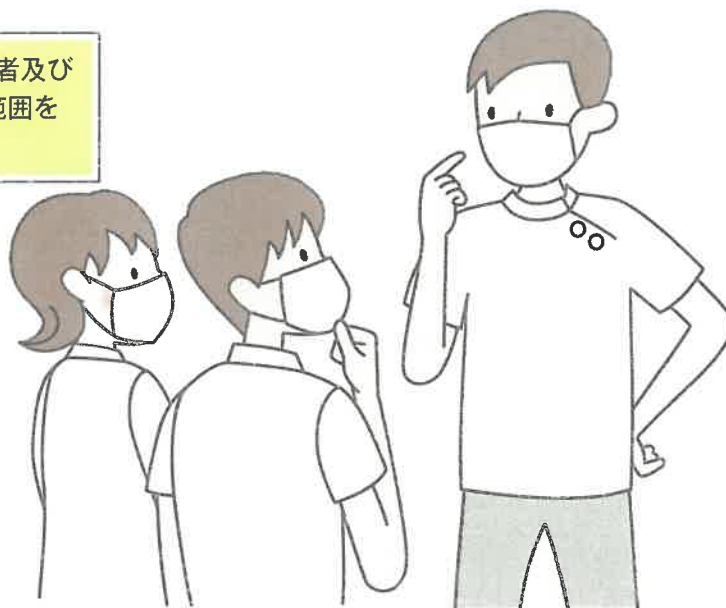
ユニフォームや
衣服の洗濯



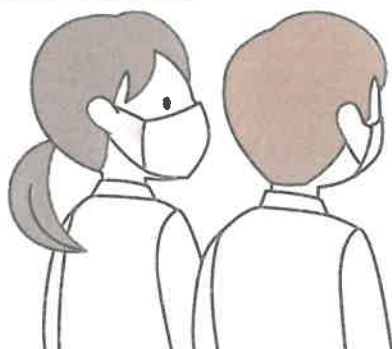
- これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理美容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。
- 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知すること。

感染に関する重要な情報の周知と徹底

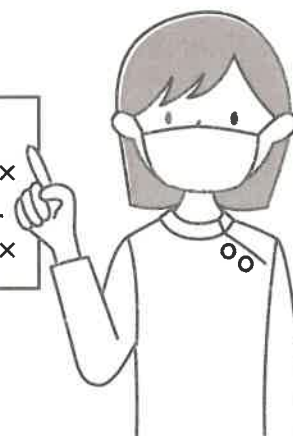
報告を受ける担当者及び
情報を取り扱う範囲を
周知・徹底



連絡先の
周知と徹底



保健所
0xx-xxxx-xxxx
受診・相談センター
0xx-xxxx-xxxx



～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

専門家検討会の見解（抄）

クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

① 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの在室人数を減らす**ことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。)とすること。
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

換気に当たっての留意点

① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※¹に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※²は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※¹ ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m²以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※² 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気を取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用※しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行うこと。
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ 一方向の窓を少しだけ開けて常時換気をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分 5m^3 程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から 10m^2 (6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のおどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること*。
 - ※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量(一人あたり毎時 30m^3)を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を 18°C 以上かつ 40% 以上に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が 1000ppm を超えていないかを確認することも有効です。

- ・ 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度($415\text{ppm}\sim 450\text{ppm}$ 程度)に近いことを確認してください。
- ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも 50cm 離れたところに行ってください。
- ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- ・ 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
- ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない*ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げることができないためです。

美容業ガイドライン チェックシート

1 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

- | | |
|---|--|
| 1) 接触感染及び飛沫感染について、従業員や顧客等の動線、接触等を考慮したリスク評価を行いそのリスクに応じた対策を検討している | |
|---|--|

2 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策

- | | |
|--|--|
| 1) 人との接触を避け、対人距離を1m以上確保するように努めている | |
| 2) 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫している | |
| 3) 会計時には、電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすように努めている | |
| 4) 感染防止のため密にならないよう、来店者数を調整している | |
| 5) 美容椅子の間隔に配慮している | |
| 6) 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者については、来店を制限している | |
| 7) 入口や施設内にアルコール擦式手指消毒薬を設置している | |
| 8) 石鹸と流水による手洗いの励行を表示している | |
| 9) 従業員にはマスクの着用を義務づけている | |
| 10) 顧客にはマスクの着用を促すとともに、咳エチケットを励行している | |
| 11) マスクを持参していない顧客には、マスクの配布もしくは販売するようにしている | |
| 12) 施設内の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組んでいる
① 機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと
② 機械換気が無い場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること
③ 換気状況については、例えば、CO2センサーの使用等により、把握に努めること
④ 窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとすると窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること | |
| 13) タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施している | |
| 14) 共用物品は最小限としている | |
| 15) 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行っている | |
| 16) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示している | |

3 来店時・施術中

- | | |
|---|--|
| 1) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある人、濃厚接触の疑いがある人、過去14日以内に海外渡航や当該在住者との濃厚接触がある人を予約時・来店時に確認し、状況によっては来店・入店をご遠慮いただくようにしている | |
| 2) 密にならないよう施術の予約時間を調整している | |
| 3) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿を3週間以上適正に管理している | |
| 4) 使用する美容椅子の間隔を1m以上確保している | |
| 5) 顧客を案内する際に接触を避けるようにしている | |
| 6) 従業員は常にマスクを着用している。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとしている | |
| 7) 会話は必要最小限としている | |
| 8) 従業員は、必要に応じてフェイスガード、ゴーグル等を着用している | |

4 トイレ

- | | |
|--|--|
| 1) 便器内は通常の清掃とし、不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行っている | |
| 2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している | |
| 3) 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示している | |
| 4) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している | |
| 5) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は使用中止にし、タオルの共有は禁止している | |

5 従業員の休憩室及び顧客の待合室

- | | |
|---|--|
| 1) 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにしている | |
| 2) 一度に休憩する従業員数を減らし、対人距離を確保している（1m以上確保するように努める） | |
| 3) 対面で飲食や会話をしないようにしている | |
| 4) 休憩室及び待合室を使用する際は、常時換気している | |
| 5) 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は定期的に清拭消毒している | |
| 6) 従業員が休憩室を使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをするよう指導している | |

6 ゴミの廃棄

- | | |
|--|--|
| 1) 鼻水・唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している | |
| 2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している | |
| 3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをしている | |

7 清掃・消毒

- | | |
|---|--|
| 1) 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃している | |
| 2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて始業前、終業後に清拭消毒している | |
| 3) 高頻度接触箇所は随時清拭消毒している | |
| 4) タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行っている | |

8 従業員の感染予防のための管理

- | | |
|---|--|
| 1) 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹼と流水による手洗いの徹底を図っている | |
| 2) マスク着用等の咳エチケットの徹底を図っている | |
| 3) 必要に応じて手袋等を着用している | |
| 4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている | |
| 5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している | |
| 6) 出勤前に体温を確認し、風邪症状や発熱がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し出勤しないことを求めている | |
| 7) 従業員が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師に報告することを徹底している | |
| 8) 上記の報告を受けた場合は、必要に応じて保健所に相談し、指示を受けることとしている | |
| 9) 新型コロナウイルス感染症について相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知している | |
| 10) 従業員に対し、厚労省やコロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」などの指導・通達を周知している | |
| 11) 地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討している | |

お客様の健康に関するチェックシート

新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、ご来店されたお客様には次の項目についてのご回答をお願いしております。

ご面倒をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご来店日	令和 年 月 日
お名前	
ご住所	
お電話番号	

● 次の項目にお答えください。	ある	ない
<input type="radio"/> 風邪の症状（咳・咽頭痛）がある。		
<input type="radio"/> 発熱症状がある。		
<input type="radio"/> 体調がすぐれない。		
<input type="radio"/> 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触があった。		
<input type="radio"/> 過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航履歴がある。		
<input type="radio"/> 過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされる国・地域等の在住者と濃厚接触がある。		

※ ご協力ありがとうございました。

お答えいただいた内容については、当サロンで責任をもって適切に管理いたします。

また、法律等に定めのある場合を除き、第三者に開示しないことをお約束いたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた 美容器具の消毒方法について

1) 使用する消毒剤について

美容椅子・水回り機器・促進器等の器具類については、効果や腐食等の影響を考慮し、以下の消毒液を使用する。

	合皮レザー	プラスチック	陶 器	木 部	金 属
次亜塩素酸ナトリウム液	○	○	○	○	×
アルコール消毒液	×	×	×	×	○

※「×」の理由：劣化・変色等の可能性があるため。

⇒ ○においても、長期間の使用により劣化・変色の可能性はあり。

※ 使用する消毒液の詳細は以下。（厚生労働省ホームページ）

次亜塩素酸ナトリウム液：0.05%

アルコール消毒液：70%~95%

⇒ 上記数値は2020年6月時点の情報。

今後濃度等が変更になる可能性があるため、厚生労働省ホームページを参照のこと。

※ レザー等は色落ちする可能性があるため、目立たない箇所で確認した上で使用する。



2) 消毒の方法

① 次亜塩素酸ナトリウム液を含ませて、固く絞ったタオルや、アルコール消毒液を塗布したタオルなどで各部を拭く。

※ 取扱い上の注意点

- ・換気をする。
- ・家事用手袋を着用する。
- ・他の薬品と混ぜない。
- ・商品パッケージやホームページ等の説明を確認する。

② その後、水で濡らしたタオルを固く絞ったもので、消毒液や水分が残らない様に拭き上げる。

特に皮膚に直接触れる部分は消毒液が残らないよう、しっかりと拭き上げる。

※情報提供：タカラベルモント株式会社

感染予防対策をしっかり行い
お客様も開設者、従業員も
安心できる環境を整えましょう。



(最後に、感染予防の基本の手洗いをもう一度チェック!)



1 石けんをつけ



2 よく泡立て、
手のひらを合わせて
しっかり洗う



3 手の甲を
のばすようにこする



4 指先と爪の間に
念入りにこする



5 指と指の間を洗う



6 親指と手のひらを
ねじり洗う



7 両手首を洗う



8 最後に流水で
しっかりと洗い流す

石けんを十分に流し終わったら、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす